別表

許可の種類	条件等
産業廃棄物収集運搬業	紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くずの収集運搬が可能であること
産業廃棄物処分業	紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くずの処分が可能であること